

# 伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月28日(木) 午前9時05分から9時47分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (26人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
2番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
3番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
4番委員	11番委員	5番推進委員	12番推進委員
5番委員	12番委員	6番推進委員	13番推進委員
6番委員		7番推進委員	14番推進委員
7番委員		8番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 3番委員 4番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
- 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時05分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。  
本日は、農業委員改選後の初めての議案の審議になりますのでよろしくお願いいたします。現在、新型コロナウイルス感染が収まらない中3年目に入っております。農業委員会の総会には法令事項を審議する場で委員が出席することが原則となっておりますので、総会では三密を避けるため窓等を開けて開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。3番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告2号「農地の利用目的変更」について一括して事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから8ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が31件です。以上ご報告いたします。

事務局 資料9ページをお開き下さい。  
報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番、2番につきまして、去る4月21日に事務局で現地調査を行いましたので一括で報告いたします。  
番号1番の申請人 KAさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は80歳です。  
申請地は、伊佐市菱刈前目字九町田803番1、地目は田、地積は2,852㎡であります。  
申請地は、菱刈小学校から北西へ約500mに位置し、平成3年に換

地処分をされた農地であります。申請地の一角にウッドデッキ（見晴台）15.75㎡を作成し、伊佐市に訪れる方に癒しの空間を提供し、伊佐のPRを行いたいとのことでありました。申請人の息子さんが鹿児島県観光連盟の職員でありますので、県内外へ情報提供を行い、集客を図っていく計画とのことです。

なお、申請地は菱刈土地改良区内の水田であることから、改良区からの意見書も添付されております。

次に番号2番の申請人 UIさんは、鹿児島市星ヶ峯に居住される市外住民で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字今村876番1、地目は田、地積は3,166㎡であります。

申請地は、旧山野中学校から南東へ約600mに位置し、山野鉄道記念公園前の道路を挟んだ所になります。

申請人の実家に隣接した農地ではありますが、実家からの進入路しかないことから山野鉄道記念公園側から申請人の管理する山林を通り耕作道路46.25㎡を造り併せて水田の畦畔の改良も行うものです。

なお、申請地は山野十曾土地改良区内の水田であることから、改良区からの意見書も添付されております。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。ご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。33ページの総括表をご覧ください。期間は1年から20年で、面積は合計425,084㎡で利用権を設定する者の数は126人、設定を受ける者の数は79人です。土地の詳細については資料10ページから32ページ、番号1番から128番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から12番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
農 業 委 員 のうち、整理番号1番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は54歳です。

渡し人 MKさんは、山口県周南市周陽に居住される市外住民で、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字渡瀬口1428番2ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,039㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は11,461㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要な書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る4月25日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は43歳です。 渡し人 IMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字中島3294番1、地目は畑、地積は518㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は156,244㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約800mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号3番、4番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人 MMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は70歳です。 渡し人 WYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は80歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字ユルギ石2174番9ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,073㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は11,672㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmに位置しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。</p> <p>続きまして、整理番号4番につきまして、去る4月24日に現地調査をいたしましたので報告いたします。</p> <p>申請人 NYさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は67歳です。 渡し人 NNさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は89歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字竹下4550番1ほか1筆で、地目は田と</p>

畑が1筆ずつで地積は2筆合計で4,717㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は5,360㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番、6番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番、6番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

整理番号5番、6番の申請人 KKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は62歳です。

整理番号5番の渡し人 SYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中通1654番2で、地目は田、地積は253㎡の所有権移転贈与になります。

整理番号6番の渡し人 SYさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中通1654番1ほか4筆で、地目は全て田、地積は5筆合計で5,328㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は6,879㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約8km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定

農業委員	<p>のうち、整理番号7番につきまして、去る4月25日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 YTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は69歳です。</p> <p>渡し人 UYさんは、埼玉県川口市大字安行領根岸に居住される市外住民で年齢は74歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字雁田1050番5ほか4筆で、地目は全て田、地積は5筆合計で4,923㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は7,277㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号8番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>
6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人 KHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は65歳です。</p> <p>渡し人 KKさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は88歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字諏訪免758番2、地目は田、地積は246㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は5,798㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号9番、10番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いま</p>

したので、8番が報告いたします。

申請人 THさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は61歳です。

渡し人 SHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流800番4で、地目は田、地積は960㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は30,475㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

次に整理番号10番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 AAさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は93歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字菅田2201番3で、地目は畑、地積は1,641㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は5,538㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番、12番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 HSさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 YHさんは、福岡県糟屋郡志免町田富に居住される市外住民で年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口2383番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,625㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は2,533㎡ですが今回の取得面積と合わせると4,158㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約500m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意

欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして整理番号12番につきまして、同じく去る4月21日に現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 YHさんは、福岡県糟屋郡志免町田富に居住される市外住民で年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2685番1で、地目は田、地積は520㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は22,130㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から12番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号13番につきましては、この議案は10番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、10番農業委員の退席をお願いします。

(10番農業委員退席)

議長 整理番号13番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る4月24日に現地調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は74歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字下仁田3678番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で3,227㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は81,176㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約900m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号13番については許可が決定いたしました。ここで、10番農業委員の入室をお願いします。

(10番農業委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、13件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る4月21日、申請人 NSさんの奥さんの立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈市山にお住いの NSさん85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字芝立1800番36で、地目は畑、地積は1,374㎡であります。

田中小学校から東へ約4kmに位置し、周囲の状況は、東側は農道を挟んで田、南側及び西側は山林、北側は畑であり、除外後は山林とする計画であります。

この申請は具体的な計画があり、周囲は農用地以外で2辺以上接続しており、農用地の集団化、農作業の効率化に影響はありません。また、申請地を除外することで担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。

除外後の申請地は第2種農地その他の農地に該当すると思われ転用可能かと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議 長	整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">除外</span>・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る4月21日、申請人 YNさんの息子さんの立会いのもと、6番推進委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請者は、伊佐市大口田代にお住いの YNさん95歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字片白982番で、地目は田、地積は1,368㎡であります。</p> <p>羽月西小学校から西へ約1.2kmに位置し、周囲の状況は、北側及び東側は山林、西側は山林と田、南側は田であり、除外後は山林とする計画であります。</p> <p>この申請は具体的な計画があり、周囲は農用地以外で2辺以上接続しており、農用地の集団化、農作業の効率化に影響はありません。また、申請地を除外することで担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われまます。</p> <p>除外後の申請地は第2種農地その他の農地に該当すると思われ転用可能かと思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	賛成多数。よって整理番号2番は、意見が決定いたしました。
議 長	整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。

- 1 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・  
農業委員 編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去  
る4月21日、申請人の代理人 ○行政書士の立会いのもと、1番推進委  
員、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、  
1番が報告いたします。
- 申請者は、伊佐市大口篠原にお住いの NJさん67歳です。
- 申請地は、伊佐市大口篠原字島巡り1865番4で、地目は田、地積は  
38㎡であります。
- 篠原公民館から東へ約400mに位置し、周囲の状況は、東側は宅地、  
南側は道路、西側は田、北側は宅地であり、除外後宅地への通路とする計  
画であります。北側の宅地への進入路が無かったため以前から通路として  
使用しているとのことで、分筆を行い土地所有者へ所有権移転を行いた  
いことです。
- この申請は具体的な計画があり、周囲は農用地以外で2辺以上接続して  
おり、農用地の集団化、農作業の効率化に影響はありません。また、申請  
地を除外することで担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれはないと  
思われます。
- 除外後の申請地は第1種農地ですが集落接続であるため転用可能かと  
思われます。
- 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が  
添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員  
の意見において除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様  
のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。
- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 議 長 整理番号3番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求  
めます。
- 議 長 (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号3番は、意見が決定いたしました。
- 議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・

編入) 申出」の意見決定について、申請件数3件について3件の意見が決定いたしました。

議案第4号

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてですが、事務局より総会資料の訂正があるとのことですので報告を求めます。

事務局 総会資料の修正がありましたので訂正をお願いします。41ページ議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番の 有限会社Rから申請がありました分の転用目的が建築条件付住宅となっておりますが、建売住宅に訂正をお願いします。

議長 整理番号1番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る4月21日、申請人の YKさんと代理人である O行政書士の立会いのもと、11番推進委員、私7番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重留にお住いの YKさんで年齢は64歳です。  
譲渡人は、伊佐市菱刈重留にお住いの BYさんで年齢は71歳です。  
本申請は所有権移転贈与で農地区分は第2種その他の農地となっております、転用目的は宅地拡張です。

申請地は伊佐市菱刈重留字周防原766番2で、地目は畑、地積は44㎡であります。昨年11月に土手をコンクリートブロック壁に造り変えた際、畑の一部に切り込んでいたことが分かり今回の申請に至ったとのことです。

所在地は田中小学校から南西へ約1.8kmに位置し、周囲の状況は、北側は申請人の住宅、東側は道路、南側及び西側は譲渡人の畑であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理計画書、土地改良区意見書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る4月21日、申請人の代理人 S行政書士の立会いのもと、4番農業委員、事務局、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、始良郡湧水町木場に所在のある 有限会社Lで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口上町にお住いの AKさんで年齢は83歳です。

本申請は所有権移転売買で農地区分は第1種農地ですが集落接続となり問題ないと思われます。転用目的は建売住宅です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2299番1で、地目は田、地積は748㎡です。

所在地は、ダイナムパチンコ大口店から南へ約300mに位置しており、南側は宅地、東側は道路を挟んで田、北側は宅地、西側は田であり、転用することで周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。
議	長	その他、事務局お願いします。
事	務	局
		総会資料の最終ページをお開きください。4月の月例報告です。 去る1日に大口庁舎において農業委員の皆様へ辞令を交付した後、第1回農業委員会総会を開催しております。8日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、会長と事務局職員が出席しております。 11日に農地利用最適化推進委員会を開催し、その後農業委員と農地利用最適化推進委員と合同で研修会を実施しました。 21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第2回農業委員会の総会です。 5月の行事予定ですが、10日に5月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。30日が第3回の農業委員会の総会です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。
		(「なし」という声、あり。)
事	務	局
		以上で、令和4年度第2回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時47分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 3 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 4 番 .....